

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会規則第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(黒石市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 黒石市教育委員会公告式規則(昭和29年黒石市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

(黒石市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 黒石市教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和42年黒石市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員会」を「教育委員会会議」に改め、同条を第5条とする。
第3条を次のように改める。

(専決事項)

第3条 教育委員会の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、教育長に専決させる。

- (1) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免その他の人事に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除き、特別職の非常勤職員を含む。)で課長補佐級(指導主事を除く。)以下の職員の任免その他の人事に関すること。

(3) 黒石市教育委員会名義の共催及び後援に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。）の懲戒に関する事項は専決することができない。

3 教育長は、第1項の規定により専決した事項で重要と認める事項については、最近の教育委員会会議の定例会にこれを報告しなければならない。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条を次のように改める。

（委任事務）

第1条 次の各号に掲げる事務を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置に係る敷地の選定についての市長に対する意見の申出に関すること。

(5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。）の任免その他の人事に関すること。

(6) 教育委員会の所管に属する附属機関の委員の委嘱に関すること。

(7) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(8) 教育予算その他教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件の議案についての市長に対する意見の申出に関すること。

(9) 教科書の採択に関すること。

(10) 教育委員会所管の小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

(11) 文化財の指定及び解除に関すること。

2 教育長は、前項の規定により教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの及び委員から特に報告を求められた事務を教育委員会会議に報告しなければならない。

第1条を第2条とする。

第2条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる範囲を定めるものとする。

（黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第3条 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第15条第1項中「文化課」を「課」に改める。

第16条第1項中「課又は係に」を削る。

第17条第1項中「社会教育課に」を「課に必要な応じ」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

（黒石市教育委員会公印規則の一部改正）

第4条 黒石市教育委員会公印規則（平成19年黒石市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の第2項中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号の表中1の項を削り、番号の欄中「2」を「1」に、「3」を「2」に改め、同号を第5号とする。

（黒石市教育委員会会議規則の一部改正）

第5条 黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条―第5条」を「第1条―第3条」に、「第6条―第11条」を「第4条―第9条」に、「第12条・第13条」を「第10条・第11条」に、「第14条―第16条」を「第12条―第14条」に、「第17条―第19条」を「第15条―第17条」に、「第20条―第23条」を「第18条―第22条」に、「第24条・第25条」を「第23条・第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第1条中「第13条」を「第14条」に、「第15条」を「第16条」に改める。

第2条の見出し中「委員の」を削り、同条第1項及び第2項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第3項及び第4項中「委員長」を「教育長」に改め、第2章第1節中同条

を第4条とする。

第7条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出しを「（開会等の宣告）」に改め、同条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項を削り、同条第2項中「教育長の権限で行う事務のうちから重要と認める事項について」を「教育委員会の権限に属する事務のうち専決した事項について必要と認めるものについては、定例会の議事に先立ち」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「教育委員会の権限に係る事務」を「教育委員会の権限に属する事務で教育長が委任を受けたもの又は臨時に代理したもの」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第7条とする。

第10条第1項第5号中「教育長等」を「教育長及び委員」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項ただし書中「第13条第6項」を「第14条第7項」に改め、同条第2項中「、委員長」を「、教育長」に「及び委員長」を「その他の教育長」に改め、「以外の者」を削り、同条を第9条とする。

第12条第1項中「第9条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、第2章第2節中同条を第10条とする。

第13条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第4項を削り、第2章第3節中同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「委員長」を「教育長」に改め、第2章第4節中同条を第15条とする。

第18条第1項を次のように改める。

採決の方法は挙手によるものとする。

第18条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とする。

第19条第4項中「第13条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第3章中第20条を第18条とする。

第21条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第4号中「教育長等」を「教育長及び委員」に改め、同条を第19条とする。

第22条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第23条第1項中「会議に出席した委員2人」を「教育長のほか、会議に出席し

た委員1人」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第21条とする。

第3章に次の1条を加える。

(会議録の公表)

第22条 教育長は、会議録(第18条第3項の秘密会の会議録を除く。)を作成し、教育委員会の承認を得たものは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。

第4章中第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条中「委員長」を「教育長」に改め、第5章中同条を第25条とする。

(黒石市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第6条 黒石市教育委員会会議傍聴規則(平成25年黒石市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に、「第11条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第3条中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 傍聴人は、教育長が会議場の外に退出させようとしたときは、速やかにその指示に従わなければならない。

第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する場合は、この規則による改正前の黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則第18条の規定は、なおその効力を有する。

(黒石市教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する場合は、この規則による改正後の黒石市教育委員会

公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の黒石市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

(黒石市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する場合は、この規則による改正後の黒石市教育委員会会議規則第2条、第4条から第6条まで、第8条第2項、第9条第2項、第10条第3項、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条第2項、第17条、第19条から第21条まで及び第25条の規定は適用せず、この規則による改正前の黒石市教育委員会会議規則第2条、第4条から第8条まで、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第21条から第23条まで及び第26条の規定は、なおその効力を有する。

(黒石市教育委員会会議傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する場合は、この規則による改正後の黒石市教育委員会会議傍聴規則第3条、第6条及び第7条の規定は適用せず、この規則による改正前の黒石市教育委員会会議傍聴規則第3条、第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。